

静岡労働局発表
令和6年8月21日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 佐藤 健司
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

静岡県最低賃金の改正を決定しました ～令和6年10月1日(予定)から時間額1,034円に～

静岡労働局(局長 笹 正光)は、静岡県最低賃金を50円引上げ時間額1,034円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年6月28日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8月5日、現行の時間額984円を50円引き上げて1,034円に改正する(引上率5.08%)ことが適当である旨の答申を行いました。
- 8月21日、静岡労働局長は、前日締め切った答申内容に対する異議について審議を諮問。同日、静岡地方最低賃金審議会は審議を行い、(8月5日の)答申どおり決定することが適当とする答申を行いました。

これを受けて静岡労働局長は、静岡県最低賃金を時間額1,034円とする決定を行いました。

なお、官報公示は8月30日を予定しており、効力発生日は令和6年10月1日となります。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
最低賃金額	885 円	(885 円)	913 円	944 円	984 円	1,034 円
対前年引上率	3.1%	- %	3.2%	3.4%	4.2%	5.1%
対前年引上額	27 円	- 円	28 円	31 円	40 円	50 円

注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和6年8月21日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る笹労働局長（左）